

舟橋一哉著

『俱舍論の原典・解明 業品』

本 庄 良 文

橋が最も心血を注いだ業績と言ってよいであろう。この出版が、S・レヴィが一九一二年に世界の学者に呼び掛けて立てた遠大な計画の延長の上にあるということは、同時に再版された姉妹篇『俱舍論の原典・解明世間品』(昭和三〇年第一刷)に付された山口益の緒言によって知られる。内容はその姉妹篇と同じく、本論と称友釈との和訳である。巻末には邦語と梵語との索引が付されている。

仏典のすぐれた翻訳はその最良かつ雄弁な「研究論文」である。派手な自己主張からは無縁であるが、最も深く長い影響力を及ぼす。稀に誤訳が見つかるかもしれない。しかし我々は「もし私がこれを初訳していたとしたら、この訳者が誤らなかつたところであまたの誤訳を犯していただろう」と想像してほつと胸をなでおろす。また「私が訳していたらどれくらいかの労力と時間がかかっただろうか」と考えて訳者の「利他の心」に深々と頭をさげる。感謝と畏敬にたえないのは重要で難解なテキストをめぐりに全訳するひとびとである。

舟橋一哉は大谷大学で昭和八年ごろから始まった「俱舍論の会」に出席し、山口益が『俱舍論』称友疏第二章を始め幾多の重要な仏典を全訳するのを眼のあたりにしている。学を愛する心と、伝統的俱舍学とを父水哉より、原始仏教学を赤沼智善より、梵・藏・漢対照研究の近代的方法を山口より承け継いで舟橋一哉の堅実な骨太の学風ができあがった。舟橋による『俱舍論』関係の翻訳、研究は枚挙に遑がないが、この業品和訳は舟

雄篇『業の研究』の著者による、梵文からの業品和訳の価値は計り知れない。様々な分野の人が自己の課題に即して様々な読解を試みることができよう。仏教では世界は誰が造ったことになっているのか、という問いに対する答えは「諸の有情の業」(一頁)である。これを見て仏教の「無神論」的性格が業思想に由来するのであると確認するひとがあるかもしれない。経量部理論として、有為法の滅は原因を俟たず(七頁以下)、形色は実有にあらざ(二頁以下)、無表は実有にあらざ(五〇頁以下)、最後の三業道は煩惱でもある(三〇四頁)、とする説や、相統転変差別の理論(五三、五四、六二頁)などに改めて注目するひと多かるう。Yogacara(五〇、五一、三五四頁) Purvacarya(五一、三四九、四七七、五二四頁)の語は袴谷憲昭『印仏研』(342)らによって取りあげられた。仏身論を追う者はまずこの書の三掃戒の部分(一八〇頁以下)に眼を通さねばなるまい。私が興味をもって読んだのは出家戒と十善業道との関係を述べる第三章第九節「業道と意思の心所との交渉」(第八一頌、三八五〜三九六頁、婆沙論一一三に対応)であった。平川彰によ

って最初期の大乗仏教の戒は十善業道であり、これは出家戒とは別のものであるなどの理由から、最初期の大乗仏教が在家中心の仏教であったとの説が提出されているからである。ここでは「どれだけの業道と共に意思 (cetana) が俱起して転ずるか」が論じられる。後半で意思と善業道との俱転が述べられるが、

まず不善と無記との心を有する者が沙弥律儀を受持するときにも、邪淫を離れることを特徴とする業道が存在する理由として「其〔の非梵行を離れること〕の中に、邪淫を離れることは全く包含されている」(三九三頁)と称友釈にあるのが注目された。沙弥はそもそも妻帯しない(非梵行を離れる)から沙弥律儀は、邪淫(妻以外の女性と交わる等の行為、第七四頌前半)を離れるということと別個のものかと思われるけれどもそうではない、非梵行を離れば当然邪淫を離れることにもなる、というのである。この原則は比丘にも適用される。また比丘律儀を受持する人の意思が十善業道と俱転する場合のことが述べられている。結局『俱舍論』関係書を読む限り出家戒を受けることと十善業道を具えることとは拒斥しあうものではないということになる。

## 二

次に陳那の『俱舍論』撮要書、『阿毘達磨要義燈』(大谷目録五五九六、東北目録四〇九五)の第四章の一部(KK. 1-44, 64-86, 95)と、シャマタデーヴァ註(大谷目録五五九五、東北目録四〇九四)とを讀んだ経験に照らして、気付いた点を以下に

摘記する。(六五、六六、八二頁註などで言及される『法宣師の講義』とは、櫻井寶鈴編輯『俱舍論講義』全十冊、四書館、京都、明治三十一年刊、である。)

一頁六行「器〔世間〕と」↓「器世間と」

一頁七行「何によって…」は「だれによって(蔵訳: sus)造られたのか。決してだれによって能動的意志をもとに造られたというわけでもない」のようにすべきか。

四一頁一行以下「もし: 無表色を無視するならば…」蔵訳は「もし「仏が」: 無表色「の存在を」ご覧にならなかつたら (ma sziḡs na), そのように説かれなかつたこと」に対して何の動機があろうか」と理解しているようである。

四一頁一行「(virakti) ↓ (virati) (舟橋『業思想序説』七一頁のまま。)

四九頁註(2) シャマタデーヴァ註(Tu 229a 8)には「眠っているときにも」がある。

五三頁三〜四行「郁伽 (Ugra) よ」。対応経である AN.iv.51 でも、シャマタデーヴァ所引の経(Tu 239a 4-240a 2)でも対告衆は諸比丘である。ugraを比丘にかかる形容詞とみて「勇猛な比丘」とすべきであろう。

八九頁七行以下「: 「大梵天」は…尊者馬勝を「力の及ばないところ」祭り上げるために (ksepārham), 自分を祭り上げた (kṣipāvan)」。該註する経『南都佛教』第四八号 pp. 33-36 参照) には、馬勝にされた質問の答えが解らない大梵天が

群集の前で恥をかくのを恐れて「我は大梵天なり」とのみ繰り返し「そんなことを尋ねているのではない」と言われると馬勝の手を引いて「答えの解らぬ質問は仏に尋ねてくれねばこまるではないか」とひそひそ話をした、とあるから、*Yksip* は「なまかす」「あざむく」程度の意味であろう。

九四～九六頁本頌「解脱は勝義からして浄である。根と慚と愧とは自「性」によって「浄」である。それらと相応せるものは相応によって「浄」である。行業等は等起によって「浄」である。……「二の常なるものは勝「義」からして無記である。」語順を逆にする。

九五頁二行「他に相応と等起とを待たないから」↓「他との相応と等起とを…」。安慧 (Tho 13b 8)：識・受などのように他との相応を待たないからであり、身・語業のようには等起を待たないからである。

一〇一頁九行註(5)「行」の語は *Vintabhadrā*, *Ngu 184b3* にはある。

一〇二頁一行「これは矛盾しなご」(*aviruddham etat*)の直後に「なぜならば…から」(*Yasmāt*)を補う。両漢訳、藏訳 *Vintabhadrā* (*Ngu 185a 3: gang gi phyr*) 参照。

一〇五頁五行「随転するものも亦三種となるであろう。」この *tridhāpi* は「三通りすべて」の意味であろう。梵本二八〇頁三行 *dasapi* (すべてが) 参照。訳文のようでは転起と随転とが同じ性質のように読まれる。

一三七頁一〇～一五「身による」等→「身についての」等。

一四〇頁一五行「現在…と相応する」↓「…と結びつく」↓「…を具える」。述語と区別。

一五一頁九行「捨して未だ表を生じていない」↓「表を捨した」「あるは」未だ生じていない。

一六四頁七～一〇行一文に訳して「下座し、説かれた後から唱え、裝飾を離れた人により、黎明において、支を具足し、夜の終りに至る近住「戒」が、他のひとから受けられるべきである。」梵文 *b* 句 *anuvādhā* と訂正。

一六五頁一行「戒を」受けるということは全くない」↓「戒を受けるべき」ではなく。

一六五頁八行「莊飾」↓「裝飾」。

一六五頁二行「またこのように「して受戒」するならば、屠羊者や姦夫が一昼夜の近住「律儀」を受けた場合にも、必ず効果があるであろう。」↓「またこのように「妙行を得るのである」と解釈」して「こそ、」夜間「のみの近住に服し」た屠羊者と、昼間「のみ」の近住に服した姦夫に「可愛の」果報があることが妥当なものとなる。」(梵本 *prayujyate* → *yujyate*. 藏訳: *tung ngo*. 旧訳: 不違道理) この箇所についてシャマタデーブ (*Tu 246b 5-249a2*) は憶耳アウダーナを引用している。それによると、憶耳は夜間には天女と戯れ、昼間には犬に食い破られる男に遭った。男は「私は前世に羊の屠殺者であったが、聖者カーティヤーヤナに勧められて夜間のみ戒を授かったためこのような果報を得るのだ」と言った。次に昼間は天女と戯れ、夜間には百足に貪り食われる男に遭い「私は前世に人妻と

通じていたが、聖者カーティヤーヤナに勧められて昼間のみの戒を授かった」との話を聞いた、と。

この男たちは昼夜を尽くすのではなくそれぞれ夜のみ、昼のみの戒を授かり、近任律儀は得なかったが、妙行を得たので、非可愛の果報とともに、可愛の果報をも得た、といっているのである。旧訳の理解はこれに近いと思われる。

一六七頁九行「彼等」↓「それら」【の支】

一七二頁一行「とあるところのこれは」↓「とある。それゆえ」  
一七二頁七行以下は前の第三項の第三〇頌の長行の続きであるのに項目立てが変わっているのは不自然に思われる。第四項「発戒の時」は国訳のようにはうまく独立させにくいようであるから一七二頁までを第三項に含めてしまい、一七三頁以下を「能学二分等の問題」とでもして第四項とすべきか。

一七二頁一五行「優婆塞も亦、」↓「優婆塞も亦さうである。」

一八二頁七行「救済」↓「救済者」【救護所】

一八八頁二行 *gyur* ↓ *gyur*

一九一頁九、一一行「またすべて学処に違越したことに對して」↓「またすべての学処に違越した場合に」

一九一頁一三〜一四行「どういふわけで…発露しないのであろうか」↓「どうすれば「学処に」違越した者も自ら「の罪」を発露するであろうか」(一九二頁註(2)のとおり。否定辞 *na* は optative と連合しない。梵文 *ātmani māṅvikuryād* を *ātmanam aṅvikuryād* とする。)

一九二頁五〜六行「学処の中に…のみである。」↓「学処とし

てこれ(近事律儀)「の中」に立てられなかったのであるか。「答え」【さうではなくて】(改行) 遮罪なる「飲」酒から「離れること」のみは (34cd) (改行) 立てられたのである。「梵文を *chikṣepadam asya na vyavasthāpitam / vyavasthāpitam pratikṣepa...*」<sup>102</sup> 藏訳: *yang ci'i phyir bcaid pa'i kha na ma tho ba* (Pek. bas) 'dir bslab pa'i gzhir nam par ma bzhag ce na / bcaid pa'i kha na ma tho ba / myos 'gyur las / nam par bzhag go / Vinitabhādra (Ngn 192b 4-5): *yang ci'i phyir bcaid pa'i kha na ma tho ba 'dri bslab pa'i gzhir ma bzhag ce na / bzhag ste / bcaid pa'i kha na ma tho ba / chang nyid /*. 旧訳: 「復有何因、於仮制罪中、護不立、為優婆塞学処。彼説立。偈曰:…」新訳は直訳になっ

ていなく。

二二二頁一〇行「断善」【根】↓「断」【善】【根】

二三五頁註(1) 写本Dに *vaḍho vā* とある。

二四〇頁八行「それ以外の方法はない」↓「さもなくば【捨せられ】なく」

二四三頁一五行「除いた」↓「除く。」

二七二頁四行 *antareṇāpi* ↓ *antareṇāpi*

二七六頁註(1) 称友疏(と舟橋と)の解釈を裏付け、「法宣師の講義」の解釈を拒けるアヴァダーナの資料をシャマタデーヴ註 (Tu 265b 5-266a8) が引く。未比定(有部律の *Kośambaka-vastu* にはなく)なので全文を訳出して識者の教示を乞う。

世尊の「争いをやめるようにとの」お言葉が、カウシャーン

ビーの比丘たちによって三度までも拒けられたとき、比丘たちは、あらゆる疑念を晴らす仏・世尊に質問した。「如来がどのような業をなされたために、その業の異熟により、世尊の善きお言葉、利益になる説、受け入れるに値するお言葉さえ、カウシャーンビーの比丘たちによって、三度までも拒けられたのですか。」世尊は言われた。「比丘たちよ、過去にある人がなし、積んだ「業の果」を、どんな他者が被ろうか。乃至、有身者（衆生）の上に果が熟する。比丘たちよ、以前、(Tu 266a) 過去世に、如来、阿羅漢、…(如来十号) …正等覚者なる、アジタという方が出世された。そのとき私は、菩薩行を行じ、富者の息子であったが、無上の悟りを求める心を起し、出家した。出家して、三歳を受持する身となった。さて、比丘僧伽に諍論が生じた。かれのために、その諍論がますます拡大した。やがて経を受持するひとりの比丘により、かれは放逐され、諍論はおさまった。かれは「女どもの諍論がおさまったのか」と、比丘僧伽に対して女呼ばわりをした。その語悪行により、かれの男根は消え、女根が生じ、五百生の間、女として生まれ続けたが、正等覚者ラトナシケンによって、かれの、女たる状態が拒けられ、男たる状態が得られた。「実は」この私「こそ」が、そのとき、その折、富者の息子となり、菩薩行を行じたのち、三歳を受持する身となったのである。それなのに私は、比丘僧伽に語の悪行をなした。それゆえ、その因により、カウシャーンビーの比丘たちによって三度までも私の言葉が拒けられたのだ。」この同じことが、小「阿含」において、仏の多くの行為を述べ

るものとして、偈とされている。(以下詩頌)「さて、「釈迦牟尼は」過去「世」に、アジタ仏の「下で」、三歳を受持する者となった。比丘僧伽が諍論したときに、僧伽に「女」と言った、語の悪行をなしたことゆえに女となったが、再び心が清浄となることにより男となった」と。

三〇七頁註(2) 「煩惱」の語は陳那『要義燈』(Thu 216b1)にはあり、Vinītabhadra (Ngu200b 8-201a1)にはな<sup>2</sup>。

三二二頁五行「其〔のひと〕の身体の各部分のため」↓「其〔の生類〕の身体の各部分〔を得る〕ため」

三五六頁註(1) 送り仮名が一字分ずつ下にずれている。

三五八頁一五行「それら妄語等より以外の諸の語業であつて」↓「それら妄語等の語業以外の」

三五九頁三〜四「舞踊者が舞踊のときに」↓「役者が上演するときに」

三六一頁「第三等」↓「第三節」

三六一頁註(3) bkur ste → bkur sti

三六四頁七行 pantiāna → pantiānaḥ

三六四頁九行 pantiḥ → pathiḥ

三七〇頁註(7) tad-artḥam → tad-artḥam

三七二頁五行、三七九頁一三行「すべてにわたって」↓「すべて「の邪見」によって」梵文 sarvayaを採用する。sarvatha(完全に)を採用すると、副詞であるから、vecidと連合して

「善根が」完全に「断ぜられる」の意味となるが、ここではふさわしくない。

三七三頁八行「さて諸の善根が断ぜられるのは」↓「どこにおいて諸の善根が断ぜられるか。」梵文 *atta* を *iva* と訂正。蔵訳、兩漢訳参照。

三七四頁五～七行「この世において…ないであろう」↓「無間〔業〕を造ったものには、この世においては無い。(八〇偈) (改行) この世においては他のものにもある可能性があるが、無間〔業〕を造ったものには、この世においてはありえない」

三七五頁七行「この補特伽羅〔人〕は…」兩漢訳とも經とするが『識身論』(大二六、五八八上、一九〇二二)である。『俱舍論所依阿舍全表I』第四章「89」参照。

五二五頁四行「如来の舍利である卒塔婆」↓「如来の、舍利を容れた卒塔婆」。シャッタデーヴァ註 (Tu 295a 8) : *de bahin sshags pai sku gdung dang bcas pai chod rten*.

三三四頁註⑨ 三三二頁の項参照。

四〇三頁一四行「果の厳しい」↓「果実が堅い」

四一一頁一五行、四一二頁一四行「戒蘊〔経〕」↓「戒蘊〔品〕」後者の註の通り。次項参照。

四一四頁註⑦ パーリを直接引き合いにだすことはできなく。拙稿「ウバーイカー所伝の長阿含」『印仏研』33, 2, 1985, pp. (87)-(91) 参照。

四三六頁一五行～四三七頁一行「他のものも亦…すべてにわたって」↓「他の有異熟のものでもある。しかし決して」

四三七頁八行「他のものも亦有異熟である」↓「他の有異熟のものである」

### 三

舟橋は『俱舍論』と称友疏との講読を継続中であり「親先生は『俱舍論』を読まれる時が一番お幸せそうだ」と受講生に言われている。舟橋がこの書を読むのは何回目なのであろうか。阿毘達磨の法相は一朝一夕には身に付かない。理解しながら読むには一定の「遅さ」を要するからである。また後続のものには信頼に足る指導者が是非必要である。その意味で半世紀以上のうえない贈り物である。しかし我々がこの巨象の全体を撫でることができるのはいつの日であらうか。

(一九八八、一〇、一六、山田尚子初建夜の日)

一九八七年六月、法蔵館、A5版  
[五三六+2+57頁、一三〇〇〇B]